

内国郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正
<p>(郵便物として差し出すことができない物等)</p> <p>第6条 次に掲げる物は、これを郵便物として差し出すことができません。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法令に基づき移動又は頒布を禁止された物</p> <p>(5) <u>人に危害を与えるおそれのある動物(学校又は試験所から差し出され、又はこれにあてるものを除きます。)</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(郵便物として差し出すことができない物等)</p> <p>第6条 次に掲げる物は、これを郵便物として差し出すことができません。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法令に基づき移動又は頒布を禁止された物</p> <p>(5) <u>動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)に規定する愛護動物</u></p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則(2025年3月4日 2024-日郵統制第0017号)</u></p> <p><u>この改正規定は、2025年4月1日から実施します。</u></p>